

「福島県の水産仲買・加工事業者等に対するタイ王国への販路拡大等にかかる支援」業務に係る募集要項

2025年9月

公益社団法人福島相双復興推進機構
水産販路等支援プロジェクトチーム

公益社団法人福島相双復興推進機構（以下、「当機構」という）では、福島県産水産物等のタイ王国（以下、単に「タイ」という）における販路拡大に向け、タイの現地事業者及び公的セクター、日本国内輸出企業とのマッチング等を支援する業務を実施する委託先を、以下の要領で広く募集いたします。

1. 事業の目的（概要）

当機構は、福島相双地域（※1）の事業者の方々の事業・なりわい再建を目的に設立され、以降、事業者の方々への販路拡大支援、経営力強化支援の他、新商品開発支援、人材支援等、福島相双地域の社会課題解決を目指し、事業者の自走化に向けた取組等を行っている。

東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故以降、福島相双地域では水産販路等に関して多くの社会課題が顕在化しており、水産物等の海外での新規販路開拓拡大は喫緊度と深刻度が高い事案と承知している。

具体には、海外での和食人気による水産物等の需要増大、国内漁獲量の減少や資源高、消費者の魚食離れ等により国内で水産需要が減退しており、海外での新規販路開拓ニーズの高まりや、海外輸出での収益拡大を期待する事業者も少なくない。

このような問題意識に基づき、当機構は、2024年度から福島相双地域の水産仲買・加工事業者事業者（以下、「福島相双水産事業者」という）の販路拡大に向けた海外輸出プラットフォーム形成に取り組み始め、まずはシンガポールにおいて、在シンガポール日本国大使館や独立行政法人日本貿易振興機構福島貿易情報センター（以下、「ジェトロ福島」という）や同機構シンガポール事務所（以下、「ジェトロシンガポール」という）の担当者などとの関係構築、海外販路拡大に関する情報交換を実施し、ジェトロ福島・ジェトロシンガポールとは海外輸出等をテーマとした基礎セミナーの開催も実施してきた。

こうした取組により、福島相双水産事業者の東南アジアエリア（シンガポール）における国際見本市への出展、現地飲食店での福島県産水産物の試食会・商談会が実現し、それを通じて海外販路開拓等寄与する支援に一定の前進があり、海外輸出プラットフォーム形成に繋がる素地ができてきた。

このように、シンガポールでは一定の形が整いつつあるが、更なる輸出拡大を目指し、シンガポールの隣国であり、日本からの輸入額に占める水産物の割合が他の諸外国と比較して高く、日本料理が好まれるなど福島県産水産物が受け入れられる余地が大きいと考えられるタイにおいて、これまでのシンガポールでの取組で得られた知見を活かしつつ、現地の飲食店、小売・スーパー、ホテル等の民間事業者及び公的セクター、日本国内の輸出企業等とのマッチング等を進めることで、将来的に複数の国に跨る海外輸出プラットフォームを形成していく必要がある。

以上の現状、振り返りを鑑み、本事業では、福島相双地域の復興加速化と発展に向けて、タイの最新情報を常に携える受託者からの海外輸出プラットフォーム形成業務（海外輸出を期待する福島相双水産事業者に対し、当該事業者が取り扱う商品等の販路拡大に向け、タイの現地民間事業者及び公的セクター、日本国内の輸出企業等とのマッチング等を支援する取組）を通じてさまざまな関係者と協働しながら実行することで、福島相双水産事業者の海外販路を拡大することを目的とする。

（※１）本募集要項における「福島相双地域」とは、東日本大震災により被災し、福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示等の対象地域となった福島県内 12 市町村（田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村）および新地町、相馬市、いわき市の 15 市町村をいう。

2. 事業内容

（１） 件名

福島県の水産仲買・加工事業者等に対するタイ王国への販路拡大等にかかる支援業務

（２） 業務内容

福島相双水産事業者と、タイの現地飲食店、小売・スーパー、ホテル等の民間事業者及び公的セクター、日本国内の輸出企業等とのマッチング、並びに現地のレストラン、小売・スーパー等での販売促進イベントの実現に向けた支援を実行（実行に向けた諸調整を含む）する。

本業務の全体を通じて特に留意すべき点は以下の通りである。

＜全体を通じての留意点＞

- ✓ 福島相双水産事業者が取り扱う商品やその特性・優位性を熟知し、事業者とタイの消費者ニーズを深掘りし、風評被害対策や販路開拓に資する公的セクターや水産バイヤー、小売事業者、現地飲食店関係者等との関係性を良好に保つこと。
- ✓ 従来の商慣行に留まらない広域での視点や既存方策に囚われない新しい発想を持つこと。
- ✓ 委託先の有する専門的な知見・経験・視点等を駆使し、積極的に当機構に対しマッチングや提言・提案を行うこと。
- ✓ 海外販路拡大のロードマップやそれに沿った対応策について、必要に応じて適時見直しを行うこと。
- ✓ 受託者（組織）及びその担当者（個人）として、各関係者との信頼関係構築に鋭意努めること。

本業務において実施すべき内容は以下の通りである。

- ① 福島相双水産事業者の取り扱う商品等の販路拡大に向けた、タイの現地飲食店、小売・スーパー、ホテル等のバイヤー等とのマッチング支援業務
 - タイの現地飲食店、小売・スーパー、ホテル等の選定業務
 - タイの現地飲食店、小売・スーパー、ホテル等のバイヤーと事業者の商談代行、商談会の設営・実施業務

- 商談会・事業者商品採用後の定常販売に向けたフォロー業務
- ② 福島相双水産事業者の取り扱う商品等の販路拡大に向けた、タイに向けた日本国内輸出企業等とのマッチング支援業務
 - 日本国内のタイ向け輸出企業の選定及びマッチング
 - マッチングした輸出企業等との輸出に関する、福島相双水産事業者への適切な助言の実施と業務管理業務
- ③ タイの現地飲食店、小売・スーパー、ホテル等での販売促進イベントの実現に向けた支援業務
- ④ タイにおける公的セクターと当機構のマッチング支援業務
- ⑤ その他、海外輸出プラットフォーム形成に資する支援業務

＜留意点＞

- ✓ 本業務は、事業者の自走と海外販路拡大の両立を意識し、一過性に留まらず持続可能な事業になる取組とすること。
- ✓ 提案するマッチングサービスは、実需創出可能な販路開拓者を対象とする。
- ✓ 対応策・改善策やその実現に向けた推進方法については、これまでの定石に囚われることなく、斬新な考え方で検討すること。

(3) 業務期間 2025 年 10 月下旬予定(契約締結日)～2026 年 3 月 18 日

(4) 納入場所 〒960-8031 福島県福島市栄町 6 番 6 号 福島セントランドビル
公益社団法人 福島相双復興推進機構

3. 応募資格

本事業の対象となる申請者は、次の条件を満たす、日本語の対応が可能な法人とします。

- ① タイに事務所を構えているもしくは、タイで本業務を遂行できる体制を構築できること。
- ② 本事業を的確に遂行する組織、人員等を有していること。
- ③ 本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- ④ 予算決算及び会計令第 70 条及び第 71 条の規定に該当しないものであること。
- ⑤ 当機構からの指名停止措置が講じられている者ではないこと。
- ⑥ 過去 3 年以内に情報管理の不備を理由に当機構との契約を解除されている者ではないこと。

4. 応募手続き

(1) 募集期間

募集開始日：2025 年 9 月 9 日（水）

締 切 日：2025 年 10 月 9 日（木）12 時（正午）必着

(2) 質問期限及び回答方法

質問期限：2025 年 9 月 18 日（木）17 時まで

別紙「（様式 3）質問表」に質問事項を記載のうえ、下記問い合わせ先へ電子メール(様式任意)により質問すること。

回答予定 : 2025年9月24日（水）以降、当機構ホームページ
(<https://www.fsrt.jp/procurement>) に回答を掲載する。

(3) 参加表明

参加表明期限 : 2025 年 9 月 29 日（月）17 時まで

参加表明は、下記 8. 記載 E-mail アドレスに回答すること。

参加表明のない申請者からの応募は受け付けない。

(4) 応募書類

① 以下の書類を（5）により提出すること。

- 申請書（様式 1）
- 提案書（様式任意（「（参考）提案書様式」を参考に作成すること））
- 見積書（様式任意。ただし「（様式 2）見積書様式」を参考に作成すること）
- 会社概要等が確認できる資料（パンフレット等）
- 直近の財務諸表
- 業務委託契約書（案） ※代案がある場合
- 質問表

② 提出された応募書類は本事業の採択に関する審査以外の目的には使用しません。

なお、応募書類は返却しません。

③ 応募書類等の作成費は経費に含まれません。

④ 採択後であっても、申請者の都合により記載された内容に大幅な変更があった場合には、不採択となることがある。

(5) 応募書類の提出先

応募書類はメールにより 8. 記載の E-mail アドレスに提出すること。

- ✓ 資料に不備がある場合は審査対象外となる。
- ✓ 1 度に受信できるファイルサイズは 10MB が上限となるため、10MB を超える場合は、複数回に分けて送信すること。

(6) 秘密情報

契約書案記載の「秘密保持」については、契約成立のいかんに関わらず、入札者および当機構双方の遵守事項とする。

業務委託仕様書、業務委託契約書（案）ならびにその他の添付書類、および入札者・当機構間で行われた情報提供による秘密情報（個人情報を含む。）についても同様の扱いとする。

5. 審査について

(1) 審査方法

応募者の価格が予定価格の制限内であり、かつ、募集要項のうち、必須とした項目の最低限の要求をすべて満たしている提案をした入札者の中から、当機構が定める評価の方法をもって落札者を定めるものとする。

(2) 審査方法

審査にあたっては提案書を別添「評価項目一覧」に記載する「評価基準」に基づき審査・評価するものとする。

(3) 審査基準

以下の審査基準に基づいて総合的な評価を行う。

- ① 3. の応募資格を満たしているか。
- ② 「評価項目一覧」に記載する「評価基準」。

(4) 調達候補先の決定及び通知について

審査結果および調達候補とされた申請者については、当機構のホームページで公表するとともに、当該申請者に対しその旨を通知する。審査に際しては、必要に応じ提案内容の確認の場を設けた上で、審査を行い決定する。

6. 契約について

本公告に示した参加資格のない者による入札および入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

委託候補先とされた申請者について、当機構と提案者との間で委託契約を締結することとする。なお、採択決定後から委託契約締結までの間に、当機構との協議を経て、事業内容・構成、事業規模、金額などに変更が生じる可能性がある。

契約書作成に当たっての条件の協議が整い次第、委託契約を締結し、その後、事業開始となる。

契約書（案）に対する代案（修正要望）がある場合は、提案書および見積書の提出にあわせて、当該代案を提出すること。この場合、添付の契約書（案）を基に Word の校閲機能等を使用し、修正箇所が明確に判断できるよう作成のうえ提出すること。

また、契約条件が合致しない場合には、委託契約の締結ができない場合もある。

7. 提案書・見積書に記載すべき事項

(1) 提案書

様式は任意とするが、別紙「（参考）提案書様式」を参考に作成すること。

- ① 事業の目的、内容
 - 事業目的
 - 事業内容
- ② 事業実施計画
 - 事業実施計画
- ③ 事業実施体制
 - 事業実施体制
 - 組織としてのネットワーク・人的基盤
 - 事業従事予定者の専門性、類似事業実績
 - 業務遂行のための経営基盤・管理体制

(2) 見積書

様式は任意とするが、別紙「（様式2）見積書様式」を参考に作成すること。

- ① 人件費
- ② 事業費
- ③ 再委託費/外注費

④ 一般管理費

- ✓ 見積内訳書には、作業内容、工数（単位：時間（h）・回 等）、費用を明記すること。
- ✓ 業務実施のために交通費、出張費（宿泊費・日当）、調査費（資料購入・外部リサーチ機関利用）（以下、総称して「経費等」という。）が必要となれば見積書に含めること。
- ✓ 作業内容の一部を協力会社へ再委託する場合には、提案書にその範囲（再委託の理由・再委託先の名称・経歴、業務内容、再委託の金額等）を明確に記載すること
- ✓ 一般管理費率は、原則として再委託費（外注費）を除く費用の10%以下とする。ただし、10%を超える場合は、その理由（根拠）等を明記すること。

8. 問い合わせ先

〒960-0831 福島県福島市栄町6番6号 福島セントランドビル
公益社団法人 福島相双復興推進機構
総務調整グループ 業務調整部 契約管理課
担当 : 高橋、綿引
E-mail : kikou-koubo_2@fsr.or.jp

問い合わせは、基本的に電子メールを使用する。

以 上